

## 別記

### 審議概要

#### 1 公開案件の審議

##### (1) 議案第1号 新たな北海道教育推進計画について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

#### 【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

令和5年度(2023年度)を始期とする新たな教育推進計画については、令和3年(2021年)7月に、外部有識者で構成する「北海道教育推進会議」に計画を諮問し、本年1月に答申を得て、教育委員会に報告した後、内容の修正や整理を行い、このたび成案として取りまとめています。

それでは、「概要版」に沿って説明します。

まず、第1章は、「計画の策定について」として、策定趣旨、性格、期間などの基本的事項を記載しています。

第2章は、「北海道の現状と課題」です。まず、「社会情勢の変化」として、人口減少やグローバル化の進展などにより、人々の価値観やワークスタイルが大きく変化し、子供たちが、このような時代において、様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長できるよう各般の施策の推進が必要であるとしています。

次に、「子どもたちや教育の現状」として、「SDGs・ESDの推進により持続可能な社会の実現が必要」、「課題の発見・解決等に結びつける教科等横断的な教育が必要」、「ICTを効果的に活用した教育や、資質能力を備えた教員の確保、働き方改革の推進が必要」、「学校を核とした地域づくりや、自然災害等に対する危機対応能力を身に付けることが必要」などとしています。

第3章は、「北海道が目指す教育の基本理念」です。基本理念については、本道教育が進むべき方向の道標として平成18年(2006年)に策定した「北海道教育ビジョン」において「自立」と「共生」が示され、こ

れまで、この理念の実現に向けて政策等を進めてきたことを踏まえ、新計画においても継承することとしています。

第4章は、「施策」です。施策については、3本の施策の柱の下、22の施策を推進することとしています。まず、「施策の柱1」ですが、「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」として、「SDGs・ESDの推進」など12の施策項目を展開することとしています。

次に、「柱2」ですが、「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」として、「ICTの活用推進」など6つの施策項目を展開することとしています。

「柱3」ですが、「地域と歩む持続可能な教育の実現」とし、「地域と学校の連携・協働の推進」など4つの施策項目を展開することとしています。

次ページは、22の施策項目の主な内容を記載しています。現行計画からの変更点について主なものを申し上げますと、まず「施策項目1」の「SDGs・ESDの推進」は、新たに設定した施策項目、それから、3と4の「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」は、「確かな学力の育成」と、「これからの時代に求められる資質・能力の育成」とを統合・発展させた施策、6の「STEAM教育の推進」は、「理数教育の充実」を発展させた施策、12の「グローバル人材の育成」は、「国際理解教育の充実」を発展させた施策、13の「ICTの活用推進」は、新たに設定した施策、14の「いじめ防止の取組の充実」と、15の「不登校児童生徒への支援の充実」は、一つの施策を分割し、それぞれ充実を図ろうとする施策、17の「働き方改革の推進」は、新たに設定した施策、21の「安全・安心な教育環境の構築」は、「学校施設・設備の充実」と、「学校安全教育の充実」とを統合・発展させた施策となっています。

続いて、本編を御覧ください。本編については、特徴的な点を説明します。まず、3ページからの第2章ですが、ここでは22ページにわたって、グラフ等を用いながら詳細に現状分析・課題分析を行っており、現行計画との比較において、相当の情報量の増加となっています。

次に、27ページからの「施策」ですが、まず一つ目として、「施策の

方向性は、計画期間終期の5年後ではなく、10年後を見据えたものとするべき」という考え方の下、全ての施策について、そうした整理がなされています。

また、「SDGsは全ての施策に関連するので、全施策項目に、「関連する主なSDGsの目標」を明記すべき」という考え方の下、全ての施策について、そうした整理がなされています。

また、「ICTの活用は全ての施策に関連するので、各施策でどのようにICTの活用がなされるかを全施策項目に明記すべき」という考え方の下、全ての施策について、そうした整理がなされています。

さらに、「推進指標は、目標値を単に100パーセントとするのではなく、現状等を踏まえ、学校現場等が真に目標として目指せるような、根拠を持った数値とすべき」という考え方の下、そうした整理がなされています。

また、そのほかにも、各施策項目にQRコードを付し、施策ごとに担当課のWebページにアクセスできる工夫を盛り込んでいます。

計画の説明は以上ですが、今後は、本計画に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、目標指標の達成に向けて、毎年度、PDCAサイクルのマネジメントによる点検・評価・改善を行い、実効性を確保していく考えです。

また、計画の推進は、行政機関だけで行うものではなく、学校・家庭・地域・行政といった各主体が、それぞれの役割の下、相互に連携を深めながら進めていくことが重要であり、そうした点にしっかりと意を用いながら、施策を展開していくこととしています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【渡辺委員】**

冊子になって配られるのですか。

**【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】**

はい。冊子になるものとWeb上に掲載するものと両方用意します。

【渡辺委員】

電子ブックになると一人一人に行き渡って便利かなと思いました。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います  
ますがよろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 議案第2号 義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

本件は、義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則を制定するものです。

「1 趣旨」ですが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、小学校等の学級編制の基準に関し、所要の改正を行うために制定します。

「2 内容」ですが、令和3年(2021年)4月施行の同法一部改正により、公立小学校等の学級編制の標準を、令和7年度(2025年度)までに、段階的に40人から35人に引き下げることとなったことから、令和5年度(2023年度)においては、本年度までの小学校第2学年及び第3学年に引き続き、第4学年を引き下げるものであり、具体的には、3ページの新旧対照表にあります「学級編制の区分」の「単式学級」の欄で「第3学年」を「第4学年」に改めます。

施行期日は、本年4月1日です。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

35人ということで、国の定めに則って北海道もこのようになるということは理解しているのですが、やはり規模の小さな学校における学級ということで、広範囲の学校をカバーしなければならないと思うのですが、中学校のような教科担任制にして、理科の先生を3校、4校で回すという工夫をしていかなければいけないのかなと思っています。また、教員採用については早期選考や道外会場での試験実施など工夫をされていると思うのですが、採用が難しくなってくる状況が目の前に迫っ

ていることでもありますので、教科担任制なども導入しながら、少し北海道独自の取組も考えていただければと思っています。

**【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】**

今お話に出ました小学校での教科担任制ですが、これは既に国の方で小学校における教科担任制、いわゆる専科指導という形で進められています。北海道内においても、国の加配を活用し、小学校にその教科の免許を持つ先生を置いて、その先生が学級担任に代わって教えたり、その区域の中学校の先生が小学校に乗り入れをして授業を教えたりといった取組も段々進められてきています。数としても年々拡大してきている状況です。

教員の確保というのは、北海道だけではなく、全国的に重要な課題であり、北海道においても、年々受検者数が低下して倍率も1.0倍近くとになっており、そこから登録者を選考して、更に登録者の中から辞退者も出てくるという状況で、かなり教員の確保については厳しい状況が続いています。確保に対する様々な模索も、もちろんですが、今委員がおっしゃったような指導上の様々な工夫というものも検討しながら、少人数指導を実施するときに、教員が配置できるような方策を考えていきたいと思えます。

**【川端委員】**

35人学級ということで、既に先行して配置をしている市町村も大分見受けられるかと思えます。ただ、北海道という視点から見ると、広範囲に及んでいて、1学級ぎりぎりというところなど、いろいろだと思えます。狭間の人数で学級編制をどうしようか悩むというケースもあると聞きますので、微妙な数になったときの考え方というのも検討いただいて、運用していただければと思います。

**【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】**

少人数学級については、国の基礎定数化に先駆けて、北海道では加配を活用して1年前倒しで行ってきています。そのため、国の方では令和5年（2023年度）に小4を引き下げのですが、北海道の場合は小5を引き下げるといった形になります。これまで、引き下げを行って学校

からどのような効果があったかという声を集約したところ多かったのは、児童の発言機会が増えたという意見でした。それから、児童一人一人に目が行き届くようになって、きめ細かい指導が可能となったという意見や、学級規模が小さくなったことで、若手教員にも担任を持たせられるようになり、教員育成にも効果的であるなどの意見がありました。確かに、小さすぎる規模というのもそれなりにデメリットがあると思いますが、やはり現状ではもう少し一人一人に目が届くような児童の数というのが教員の働き方改革も含めて効果的ではないかと考えています。

ただ、道の基準では35人を超えると2学級となるのですが、あくまでもこれは道の基準であり、市町村が最終的には学級編制の裁量を持っていますので、市町村の考えで、例えば、36人や37人の場合に1学級で編制するというのも制度上は可能になっています。

**【川端委員】**

分かりました。その場所や地域に合った運用をしていただきながら、子供たちに効果的な授業を行っていただければ良いと思います。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(3) 議案第3号 小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準の一部改正  
について

議案第4号 北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する  
教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定につ  
いて

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

**【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】**

まず、議案第3号は、小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準の一部を改正するものです。

「1 趣旨」ですが、地方公務員法の一部改正に伴い、小学校等の定数配置基準に関し、所要の改正を行うため改正をするものです。

「2 内容」ですが、本年4月1日施行の同法改正法により、職員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度が導入されることから、規定を整備するものであり、具体的には、3ページの新旧対照表にあるとおり、再任用短時間勤務については定年前再任用短時間勤務制度として引き続き運用し、定数カウント上、2名を1名とするなどの定数換算の取扱いは現行どおりであることから本則に残し、一方で、再任用フルタイム勤務については、暫定再任用制度として、定年が65歳に引き上げられるまでの暫定制度となることから、附則で規定するよう改正をするものです。

なお、施行期日は、本年4月1日です。

続きまして、議案第4号は、北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則を制定するものです。

「1 趣旨」ですが、地方公務員法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、規則を制定します。

「2 内容」ですが、再任用短時間勤務職員に係る規定の整備を行うもので、具体的には、3ページの新旧対照表にあるとおり、「再任用短

時間勤務職員」の表記を、「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

なお、施行期日は本年4月1日となります。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【青山委員】**

65歳まで定年を引き上げていただいて、先生方には活躍していただきたいと思っているのですが、小学校ですと、65歳の先生と1年生の児童だと60歳近く年齢の差がありますので、令和に合わせた教育ということで、体罰やハラスメントの防止に配慮いただくとともに、特別な支援を要する子の特性を理解した上で御指導いただきたいと思います。

**【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】**

定年を65歳に延長する制度を作る際に、国や道の人事委員会から高齢者職員の適正なスキルアップの在り方について通知が出ています。例えば北海道人事委員会からは、高齢者職員には60歳を迎える前に研修などの機会を設け、役割の変化などに理解を深めてもらい、職務への貢献意欲を維持しながら、これまで培ってきたスキルを十分発揮し、活躍してもらおうということが重要であること、あるいは、国からの通知では、非管理職としての心構え、上司・部下逆転の心構えのようなものをしっかりと研修等で伝えることが重要であることが示されています。

高齢者職員になってくると児童生徒との関わり合いについては、個々に違いがあるかもしれませんが、やはり、どれだけモチベーションを維持するかということが今後一つの課題になってくると思いますので、国からの通知等に基づいて、私どもとしても研修等を通じてしっかりと高めていきたいと考えています。

**【大鐘委員】**

議案第3号の2ページ目の「2 内容」についてですが、「定年前再任用短時間勤務制度」と「暫定再任用制度」という二つの表現がありますけれども、前者の方の定年というのは、65歳までの定年ということの意味していて、後者における暫定再任用制度というのは現行の60歳の定

年ということを意味しているのでしょうか。

**【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】**

いずれも定年は65歳を指します。これから2年に1歳のペースで、定年延長がなされ、令和13年度（2031年度）に65歳への定年延長が完成することになります。そこまでは再任用制度が生きますので、それを暫定再任用制度と言います。ですから、そこでの定年は65歳を指します。

また、定年前再任用短時間勤務制度というのは、60歳以降で65歳の定年前までに短時間勤務を希望する人が一旦退職をして、再任用されるという制度ですから、定年は65歳を指します。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(4) 議案第5号 指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

資料1 ページ、教育委員会規則案要綱を御覧ください。定年引上げに伴う、地方公務員法等の一部改正に伴いまして、再任用職員に係る規定の整備をするために、この教育委員会規則を制定しようとするものです。具体的には、定年引上げが実施された後においても、これまでと同様、再任用職員については、指導改善研修の対象としないこととなります。

この教育委員会規則は、令和5年(2023年)4月1日から施行することとしています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

「指導が不適切」という表現があると思うのですが、不適切で研修を受ける先生方について、改善の見込みがないと判断するのは、授業をもう1回させてみて判断するのか、研修中に見込みがないと判断するのか、どちらなのでしょう。

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

授業をしてもらう場合もありますし、研修を受けているときの改善状況もありますので、そういったものをトータルして関係職員が見て、保護者や専門家の意見を聞きながら、最終的に現場に復帰させるかどうかを決めます。

【青山委員】

それでも難しい場合は、何らかの対応をするのですか。

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

そのときには、分限や転任などを検討することになります。

**【青山委員】**

過去にはそういう例はありましたか。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

過去には転任となった方が1名いました。

**【青山委員】**

それでは、研修をある程度受ければ復帰ができる見込みがかなり高いということですか。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

今のところ、何とか復帰して頑張っています。

**【倉本教育長】**

本人から辞めてしまうというケースもありますよね。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

研修の途中で自ら判断して辞める方もいます。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(5) 議案第6号 北海道立教育研究所管理規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

資料1ページの「規則案要綱」を御覧ください。「1 趣旨」については、北海道立教育研究所の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定しようとするものです。

「2 内容」については、教育研究所の組織に関して、部に新たに担当部長を配置すること、人材育成部、教育課題研究部及び学力向上調査部を設置すること、附属施設を廃止すること、部の所掌事務を整理すること、その他所要の規定の整備を行うことについて、改めることとしています。

「施行期日」については、令和5年(2023年)4月1日としています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

人材育成部、教育課題研究部、学力向上調査部と名称を変えて設置することで、道研が担っている研究部分と現場が抱えている問題のやり取りがより一層連携が取りやすくなると理解していますので、よろしくお願ひします。

【大鐘委員】

資料の2ページから3ページにかけて人材育成部の事務について記載してありますが、(4)に「教育関係職員の人材育成に関する研究機関及び研修機関並びに大学との連携に関すること」ということがうたわれています。これについては、これからの新しい研修計画につながるような研修段階における大学との連携と捉えてよろしいでしょうか。

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

大学との連携については、これまでも行ってきていましたが、これからはより一層研修講座に関わっていただいたり、オンライン研修が盛んになっていますので、それに関するコンテンツの作成で、いろいろ関わっていただいたりということを考えているところです。

**【大鐘委員】**

大学ではこれまでの教員免許更新制度における蓄積があると聞いていますので、そういうものとの連携ということになりますね。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

はい。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(6) 報告1 「北海道における教員育成指標」の改訂について

- ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長
- イ 結論 報告を了承
- ウ 審議内容

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

本年2月9日の教育委員会で「北海道における教員育成指標」の改訂の途中経過について報告しましたが、本指標の改訂が終了し、完成しましたので説明します。

「改訂の要点」を御覧ください。「1 前文等」については、「教員の学びの姿」、「教員育成の考え方」をより明確にし、さらに「策定の目的」について記載したところです。

内容については、「2 学校管理職の育成指標」に関わり、①にあるように、リーダーシップやビジョンの具体化、教育資源の活用など、「目指す学校管理職像」を新たに示すとともに、②の「アセスメント」や「ファシリテーション」に関わる資質能力について整理しています。

「3 教員の育成指標」については、①のとおり国が示す「教師に共通的に求められる資質能力」の5つの柱に基づきまして、「教師に必要な素養」「学習指導」「生徒指導」などの観点で再整理しています。②においては、本道の指標として独自性を明確にするため、教員育成協議会での議論を踏まえ、「教育的愛情」を最上位に示すなど、子供を主体とした学校教育を実現するために必要な資質能力を協調して示しています。

改訂の要点は以上ですが、今後は、道内の学校や市町村教育委員会、教員養成課程を有する大学など、道内の教育関係者が、指標の趣旨や内容を理解して、指標に基づく人材育成を推進することができるよう、周知・啓発を進めていきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(7) 報告2 令和5年度(2023年度)北海道教職員研修計画について

- ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長
- イ 結論 報告を了承
- ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

本計画は、教育公務員特例法に基づいて、毎年度、任命権者が定めることとなっているものです。

資料1「令和5年度(2023年度)北海道教職員研修計画の重点」を御覧ください。ここでは、令和5年度(2023年度)の研修計画の重点について説明します。上段、「1 基本方針の見直し」を御覧ください。次年度から、「新たな教育推進計画」に基づく施策が推進されること、「新たな研修制度」が実施されることなどを踏まえて、研修計画についても、基本方針の見直しを行ったところです。

具体的には、「新たな教育推進計画」との整合性を図り、研修体系を整備すること、受講奨励の仕組みを構築した主体的な学びを促進すること、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図ること、大学等との連携・協働をすることなどです。

続いて、「2 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の仕組み構築」を御覧ください。これは、新たな研修制度の実施に伴い付加したものです。令和5年度(2023年度)から各学校では、校長等が、教員等の「研修履歴」を活用して、対話を繰り返しながら、教員等の意向を十分にくみ取り、主体的な学びを促す取組が始まりますので、その仕組みの構築について記載しています。

続いて、「3 オンライン研修の拡充」を御覧ください。遠隔による同時双方向型やオンデマンド型の拡充の利点を明らかにするとともに、オンデマンド型研修の改善について記載しています。

最後に、「4 大学等との連携による管理職等養成・育成の充実」を御覧ください。大学等と連携して「管理職対象の研修講座・研修教材の充実」を図り、管理職の資質能力の育成に努めます。

道教委では、以上の4点を重点として、全ての教員等のニーズに対応

した学びの機会を提供していくため、本研修計画に基づく取組を学校や市町村教育委員会、教員養成課程を有する大学など、道内の関係機関と一体となって進めていきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【川端委員】**

国の教員免許更新制度の解消に伴う新しい研修制度に基づいた計画だと思いますが、様式が決まっていて、受けた研修が即時に分かったり、転勤になっても新しい管理職と共有できるということで、一人一人の先生が持っているものを共有しながら、発揮してもらえるものになっていると思います。

また、「3 オンライン研修の拡充」は、特に広範囲である本道においては、対面式も大変重要なものもあるでしょうが、オンラインでできること、特に、1時間や90分のようななかなか座ってゆっくり見る時間を取ることができない先生方も、20分、30分という短い時間、隙間時間を活用してスキルアップできるような研修体制・内容を作っただけということ、大変有り難いと思っています。このような活用が推奨されていくことによって、より良い先生方の学びが増えていくことをすごくうれしく思っていますので、是非またその成果をお聞きできればと思います。

**【大鐘委員】**

新しい研修計画ですので、是非実現に向けてうまく各学校に周知していただきたいと思っています。

これに関連して、研修主事という新しい役職も設置されますので、その役割を考えると、先生一人一人の主体的な学びと協働的な学びの両立がポイントになるかなと思っています。

それから一つ伺いたいのですが、研修履歴システムという全国的に統一されたシステムが作られると聞いていますけれども、その見通し、いつ頃から国による全国統一のシステムを利用することになるのか教えて

いただきたいと思います。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

令和5年度（2023年度）は、道が作成したシステムを運用します。令和6年度（2024年度）を目途に全国的に同様のシステムで稼働するというところで動いているところです。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(8) 議案第7号 北海道幼児教育振興基本方針について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

この方針は、外部有識者で構成する北海道幼児教育推進協議会での議論やパブリックコメントの意見等を踏まえ、検討を進めてきたものであり、本年1月の教育委員会で「案」を報告した後、道議会での議論もあり、それらを踏まえながら内容の見直し・充実を図り、このたび成案として取りまとめたものです。

概要版を御覧ください。はじめに「1 方針の基本的事項」ですが、ここでは、策定の趣旨や位置付け、計画期間など基本的事項を記載しています。

次に、「2 幼児教育をめぐる動向」ですが、まず、「幼児教育の意義」として、幼児教育は、子供たちの生涯にわたる学びと資質・能力の向上に寄与するものであり、その重要性が調査を通して明らかになっていること、次に、「国内外の動向」として、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の成立に伴う幼児教育・保育の無償化や、「こども家庭庁設置関連法案」の可決など、幼児教育を取り巻く近年の状況、次に、「本道の幼児教育の現状と課題」として、「幼児教育施設等における組織としての取組の充実に関すること」、「保育者の資質・能力の向上に関すること」、「家庭や地域における教育・保育の充実に関すること」、「幼児教育の振興を支える体制づくりに関すること」などを踏まえ、「全ての道民が「幼児教育の重要性」や「幼小連携・接続の意義」を理解し共有する社会の実現」が必要であるとの考え方を示しています。

次に、「3 幼児教育振興の方向性」ですが、「施策の方向性」を4分類で示し、「方向性1」として「幼児教育施設等における組織としての取組の充実」、「方向性2」として「保育者の資質・能力の向上」、「方向性3」として「家庭や地域における教育・保育の充実」、「方向性4」として「幼児教育の振興を支える体制づくり」とし、これら方向性に基

づき各施策に取り組むこととしています。

次に、「4 推進体制」ですが、ここでは、「主な教育主体の役割」として、「北海道」や「市町村」、「幼児教育施設」などの各教育主体のそれぞれの役割を示しています。

最後に、「5 施策体系」ですが、ここでは、4つの方向性ごとに、各教育主体が推進すべき具体的な施策を示し、「方向性1」では「質の高い幼児教育の提供」、「特別な教育的支援を必要とする幼児の教育」、「幼児教育施設と小学校等との連携・接続の推進」など、「方向性2」では「人材の養成・確保」、「研修の充実」など、「方向性3」では「家庭の教育力の向上」、「子育て支援の充実」、「方向性4」では、「研修、助言及び情報提供等の体制整備」を進めることとしています。

今後は、この方針を基に、知事部局や市町村と連携を図りながら、幼稚園・保育所・認定こども園など施設種にかかわらず、全ての幼児教育施設において、教育・保育の充実や小学校との連携・接続が図られるよう、各施策に取り組んでいくこととしています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【渡辺委員】**

幼児教育の全体的な概念としては、例えば幼稚園や保育園の施設単位の決められた範囲で行うのではなく、社会全体で幼児を教育できるような環境を育成するという方向性で行くということでしょうか。それというのも、「4 推進体制」の「(1) 主な教育主体の役割」を見ますと、「北海道」、「市町村」、「幼児教育施設」、「小学校、特別支援学校」、「地域、家庭」となっています。この中で「地域、家庭」とあるのは結構大事なことだと思います。小学校以上だと学校というのが全ての主体となって、それに地域、家庭というのが従属するような関係になっているのかと思うのですが、幼児教育に関しては地域、家庭というのが、結構大事な位置を占めると思うのです。そうなってくると、地域、家庭にどのようなコンテンツを配っていくのかと疑問になってきます。

どういふ具体策があるのか、今考えているところかもしれませんが、そういったことが具体化されてきましたら、順次教えていただきたいと思ひます。

**【田口幼児教育推進センター長】**

地域、家庭も含めて、一体となつて幼児教育を推進していくというのは、今まさに我々が目指しているところではす。

なかなか保護者の方に幼児教育の重要性を分かつていただける機会というのがあまり多くはないことから、我々としては、3歳児健診の機会などにリーフレットを作成しまして、なるべく多くの方に幼児教育の大切さや子供と関わる時のポイントのようなものを、そのリーフレットの中でお示ししているところではす。今後ともこういった取組は引き続き行っていきたくと思ひます。

**【川端委員】**

しっかりとこういった施策が打ち出されたことによつて、一層幼児教育との連携がしやすくなると思ひます。既に北海道では先行して実施して事例としてもたくさんあると思ひます。特に、幼児教育に関しては、小学校ぎりぎりまで親御さんと過ごす子、早い段階から保育所に行く子、私立の幼稚園などで特色のある教育を受けている子など、様々な育ち方をして6歳児になったときに公立小学校に入学するので、特徴的に差が大きいと思ひます。こういう施策が出てくると、どのような幼児教育施設でも一定の学びを提供できると思ひますし、この連携があることによつて、義務教育段階に入るときの申し送りみたいなものも幼児教育段階からできるのかなと思ひていますので、是非しっかりと連携していただき、この施策を推進していただきたいと思ひています。

**【清水委員】**

幼児教育施設というものには非常に多様な施設があり、それぞれいろいろな方が関わっているということで、小学校や中学校とはまたちよつと違つた意味合い、非常に包括的なところがあると思ひます。研修一つをとつても、施設も多様ですし、関わり合い方も多様なので、他の基本方針とは違つた独特なところがあるのかなと思ひます。川端委員からも

話がありましたが、小学校、中学校の義務教育に入っていく前の人間形成の重要な初期の段階を取り扱うところだと思いますので、他の基本方針とは研修等が違ってくるのかなと思います。研修等についての要望ですとか参加状況というのは、施設も多様なのでニーズも異なるのかなと思うのですが、基本的な方向性というのは、くみ取りながら作成しているということによろしいでしょうか。

**【田口幼児教育推進センター長】**

これまでは、どちらかという幼稚園を対象とした研修を行ってききましたが、幼児教育推進センターができた機会に、施設種を問わず、公立・私立といったことも問わず、全ての施設に向けた研修というものを実施してきています。やはりニーズがそれぞれ異なりますので、そのニーズに応じた研修を進めていくということがより一層必要かと考えています。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(9) 議案第8号 北海道子どもの読書活動推進計画<第五次計画>の決定について

ア 説明員 山上生涯学習推進局長兼文化財・博物館課担当課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

**【山上生涯学習推進局長兼文化財・博物館課担当課長】**

本年1月の委員協議会においてお示しした原案については、委員の皆様からいただいた御意見や議会での議論を踏まえ、その一部を修正し、最終案を作成しました。

修正部分の主なものについて説明します。まず、資料2の計画本文13ページ上段の表を御覧ください。調整中としていました目標指標②及び③については、集計中であった「学校図書館の現状に関する調査」の結果に基づき、目標指標を設定しました。また、18ページ上段の表の目標指標②及び③についても、調査結果に基づき、目標指標を設定しました。

次に、16ページ中段の下線部分を御覧ください。委員の皆様からいただいた、「学校図書館が不登校の生徒の居場所となって復帰につながる」と良い、「学校図書館を交流の場にするなど、活用を考えてほしい」などといった御意見を参考に、学校図書館が、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人との関わりを持ったりすることができる「心の居場所」としての機能を有していることを追記しました。

以上、原案から修正した点について説明しました。読書活動は、心を豊かにするとともに、将来の生き方に大きな影響を与えるなど、子供の健やかな成長に欠かすことのできない活動であることから、子供たちが、どこに住んでいても読書習慣を身に付け、積極的に読書活動を行うことができるとともに、家庭・地域・学校等との連携を深め、効果的な環境整備が図られるよう、このたび策定する計画の着実な実行に取り組んでいきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【青山委員】**

第1章9(3)の課題にも、「家や図書館で、普段10分以上読書をする児童生徒の割合は、小・中学校ともに減少してい」ということがありますが、1人1台のICT端末を持っているということで、電子書籍なども今後少しずつ取り入れていただけるともう少し広がるのではないかと思います。

また、なかなか図書館では借りられない本、それから著作権フリーのもの、国語の教科書に昔載っていたものですかを少し拾っていただいて、ちょっと難しいと思うような内容のものも含めて取捨選択できるようにしていただけると良いのかなと思います。

**【山上生涯学習推進局長兼文化財・博物館課担当課長】**

これまでの紙媒体の図書と電子図書のそれぞれのメリットがあると思いますので、そういったものを生かして、利活用が進むように、情報発信も含めて考えていきたいと思います。

**【倉本教育長】**

道立図書館でも電子書籍を収集し拡充しております、利用カードを作る必要がありますが、簡単にタブレットやスマートフォンで見ることができますので、そういったものも利用できるように周知していきたいと思います。

**【大鐘委員】**

この第五次計画ですが、第四次計画の成果と課題を丁寧に押さえた上で、新しく作られているという点で非常に見やすく分かりやすく良い方向性が示されていると感じています。

特に、キーワードのところで、「ICT教育のベストミックス」など今日的な動きも的確に捉えられて、ある面では学校教育との接続も意識していて、読書というものを広げて、可能性を更に追求していくような方向が見えていますので、それが「子どもの読書活動推進」につながっていくと良いと、つくづく感じました。

**【渡辺委員】**

今ですと子供たちがインターネットを通じてY o u T u b eなどで情報を得たりすることが多くて、それは良い面も多いですが悪い面もあるかなと個人的には思っているのですが、図書館というのは優良な情報を集めた施設だと思っていますので、I C T教育のベストミックスもそうですが、優良な知識を広げる場として、是非この取組を前へ前へと進めていただきたいと思います。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(10) 議案第9号 博物館法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 山上生涯学習推進局長兼文化財・博物館課担当課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山上生涯学習推進局長兼文化財・博物館課担当課長】

資料31ページを御覧ください。まず、「1 制定の趣旨」ですが、博物館法の一部改正により、関係教育委員会規則の整備を行うため、教育委員会規則を制定しようとするものです。

次に、「2」の制定の主な内容についてですが、「博物館の登録に関する規則」に関し、1点目は、博物館等の施設の審査において都道府県が基準を定めるよう規定されたことにより、博物館に相当する施設について規定することになったことから、題名を「博物館の登録等に関する規則」に改めることとしています。

2点目は、博物館法施行規則の博物館に相当する施設に関し必要な事項や、博物館の体制、職員、施設及び設備に関する基準などを新たに定めることとしています。

3点目は、この教育委員会規則に定めるもののほか、教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしています。

次に、「その他の規則の一部改正」ですが、上記の「1 制定の趣旨」に記載している関係教育委員会規則のうち、「博物館の登録に関する規則」を除く5つの教育委員会規則において、条項ずれが生じたことから、その解消を行うとともに、所要の改正を行おうとするものです。

施行日については、法律の施行日と同日の令和5年（2023年）4月1日を予定しています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

≪委員から質問・意見なし≫

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思いますがよろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(11) 議案第10号 「これからの高校づくりに関する指針」改定版について

ア 説明員 堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

本指針の案については、本年2月9日開催の委員協議会におきまして、委員の皆様から御意見をいただいた後、2月16日の北海道議会文教委員会に報告し、道議会で御議論いただき、指針に関わる様々な御意見をいただいたところですが、内容の修正が必要となる御意見までは特段ありませんでしたので、既にお示ししている内容から変更箇所がないこの案のとおり決定いただきたいと思いますと考えています。

本指針は、社会の劇的な変化や、生徒の興味・関心、進路希望の多様化、中学校卒業生数の減少など、高校教育を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策の方向性を示すものであることから、今後においては、本指針に基づき、地域の特性を生かした、活力と魅力のある高校づくりを進めるとともに、適切な高校配置に努めていきたいと考えています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(12) 議案第11号 学校運営協議会の設置（道立高等学校）について

議案第12号 学校運営協議会の設置（道立特別支援学校）について

ア 説明員 堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長、村上特別支援教育  
担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

令和5年（2023年）4月から新たに学校運営協議会を設置する道立  
高校について説明します。

はじめに、学校運営協議会の概要について、資料の1ページを御覧  
ください。上段の目的及び役割にあるとおり、学校運営協議会は、保  
護者及び地域住民等が学校運営に参画し、学校との連携を強めること  
により、それぞれが信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や  
子供たちの健全育成を図ることを目的としており、校長が毎年度作成  
する教育課程の編成等に関する基本方針を承認するなど、ここに記載  
の役割を担っているところです。

また、学校運営協議会を設置することにより、期待される効果とし  
ては、地域との協働・連携による探究学習を深めることにより、地域  
を支え、地域で活躍する人材育成について、より一層の充実が期待で  
きること、また、学校運営協議会による助言及び評価等を通じて、保  
護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みを構築することにより、  
学校と地域の連携が一層強化され、学校と地域が一体となった教育活  
動の推進が期待できることなどが挙げられます。

資料の2ページから9ページまでには、今回申請のありました16校  
の概要を記載しています。16校の内訳としては、普通科が13校、商業  
科が1校、総合学科が2校となっています。16校全ての個別の説明は  
省略したいと思いますが、主なものとしては、例えば、3ページ下段  
になりますが、南茅部高等学校では、これまでも「学校及び地域の状  
況等」に記載のとおり、総合的な探究の時間において、地域の歴史や  
産業を教材に地域のことを学び、キャリア教育の体制を構築するため

に、インターンシップ等の取組を地域と連携・協力しながら実施していることから、学校運営協議会の設置に伴い、世界遺産登録の縄文遺跡群や、地域の基盤産業であるコンブ漁などの漁業や海洋資源を中核とした様々な体験活動により、地域の愛着や思いを育て、地域を支える人材育成につながることを期待されることです。

また、8ページ下段に記載の弟子屈高等学校では、弟子屈町内の関係機関で構成する、「弟子屈高校の教育を支える会」からの支援を通して、町民に望まれる教育環境維持に努めているほか、公設民営塾をはじめとするきめ細やかな支援体制が整っていることから、学校運営協議会の設置に伴い、学校と地域の連携が一層強化され、学校と地域が一体となった教育活動の推進や、個別最適な学びの提供と生徒の自己実現のための充実した支援が期待されるところです。学校運営協議会の設置に当たっては、地域の支援体制を十分把握しながら、学校の特徴、期待される成果及び地域の状況など、各学校の申請内容等を検討した上で設置することとしており、今回は申請のあった16校について、学校運営協議会の設置が適当と判断したところです。

**【村上特別支援教育担当局長】**

このたび、道立特別支援学校23校から学校運営協議会の設置について申請がありました。これで次年度からは、現在設置している36校と合わせて、全ての道立特別支援学校に学校運営協議会を設置することとなりました。

なお、分校設置校については、本校と分校で一つの学校運営協議会を設置していますが、本校・分校のそれぞれに部会を設置し、地域の方々に委員として参画をしていただき、各校の実情に応じた教育活動について協議を行うなどの工夫しながら運営をしています。

特別支援学校に学校運営協議会を設置することにより期待される効果としては、地域の小・中学校等との交流学習や住民の方々との交流の機会の拡充など、地域に根ざした教育活動の充実や、障害者理解の促進につながるるとともに、町内会や地域の企業、関係機関との連携を強化することにより、現場実習等における受入先及び就労先の確保につながるこ

となどが挙げられます。

資料の2ページから13ページまでにかけて、今回申請のあった学校の概要を記載しています。このうち、本日は二つの学校の具体的な取組について説明します。5ページ下段の「8 北海道帯広聾学校」を御覧ください。こちらの学校及び地域の状況に記載しているとおり、同校では、地域資源を生かした教育活動として、地域の保育所、小・中学校等、短期大学との合同ボランティア活動を行うほか、学校の取組の理解啓発を図る活動として地域住民を対象とした学校公開や研修講座を行うなど、地域との連携・協働体制の構築を図っており、学校運営協議会の設置に伴い、地域資源を有効活用した教育活動や、地域と共同した防災教育の一層の充実などが期待されます。

次に6ページ下段にあります「10 北海道美深高等養護学校」を御覧ください。同校では、地域の清掃活動や冬期間の高齢者住宅の除雪ボランティアなどの地域貢献活動、地域の企業等を活用した現場実習などに取り組むほか、分校では、「あいべつきのこの里フェスティバル」などの地域の行事の運営を地域の方と行うなど、地域と連携した取組を実施しています。学校運営協議会の設置に伴い、地域の自治会や企業等の関係機関との更なる連携強化が図られ、幅広い実習先や就労先の確保につながる効果が期待できると考えています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【大鐘委員】**

道立高校と道立特別支援学校で、ともに多くの学校運営協議会が設置されるということで、大変望ましいことだと思います。学校運営協議会が設置されてコミュニティ・スクールが始まるということですが、中身を考えていくと、道立高校では、地学協働の探究的な学びが進んだと捉えられるかと思います。学びが変わってきたということがこのような形で表れていると理解できると思います。それから特別支援学校の方は、今説明いただいたように、学校運営協議会が設置されることによって、

交流など、非常に多様な機能を学校資源として活用されるということで、特に就労確保ということもおっしゃっていましたが、そのようなことを考えたとき、この道立高校の学校運営協議会の中身を見ますと、都市型のコミュニティ・スクールが今後の課題かと考えるのですけれども、一つは、やはり学びをどのように変えていくか、探究的な学びとして、地域の課題、社会の課題にどのように関わるかという観点から見れば、郡部だけではなくて、都市部においても、学校運営協議会、そしてコミュニティ・スクールが設置されていく可能性が広がるのではないかという見方ができるのではないかと思います。

また、もう一つは、やはり特別支援学校の在り方と重なるのですが、就労確保という点で、道立高校も都市部の学校において学校運営協議会を設置することは可能ではないかと感じています。

一つ質問ですが、学校運営協議会の設置について、複数の学校を管轄する学校運営協議会の設置の在り方というのが、数年前に認められたと思うのですが、一つの学校運営協議会で、例えば小・中学校の複数の学校を管轄する協議会の設置の仕方というのができたと思うのですけれども、そういった事例がありましたら、教えていただきたいと思います。

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

まず、道立高校の関係ですが、これまでの取組としては、設置の要件として、小・中学校においてコミュニティ・スクールが導入されている地域の高校に導入していくという方向で、設置促進を図ってきたところですが、今回要件を緩和し、特段小・中学校で設置されていなくても、高校に導入していくということで進めた結果、今回の16校ということで、かなり多くの学校からの申請があったところです。

ただ、小・中・高等学校が一体となった学校運営協議会というのは、今のところ事例はないですが、高校の教育活動を進めるに当たっても、今後小・中学校との連携というのが非常に重要になってくると考えていますので、こうした視点も踏まえながら、特に都市部においてはなかなか導入が難しいという課題もあります。そういった課題意識も持ちながら、設置促進に向けて検討を進めていきたいと思っています。

【村上特別支援教育担当局長】

特別支援学校についても、複数の学校を管轄する学校運営協議会を設置している事例はありません。ただ、学校運営協議会の中に、地域の小・中学校の先生方にメンバーとして入っていただいているという学校は、相当数あると承知しています。

【大鐘委員】

郡部では、小・中・高・特別支援学校と四つそろっている地域もありますよね。そういうところでは、各学校を統合するような学校運営協議会ができたなら、面白いのではないかと個人的には思います。これからの事例に期待したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【川端委員】

道立高校は全道約190校のうち42校まで学校運営協議会が増えたということは大変うれしいことだと思う反面、郡部では増えてきている一方、都市部ではそうではないというところがあるので、都市部で探究の学びをどう進めるかという課題をもう少し掘り下げていただきたいと思います。

特別支援学校の方は、全校に設置されるということで、保護者の方々が望んできた地域との連携というところから非常に立ち上げやすかったのではないかと感じていますが、地域の方々にいろいろな活動を知っていただくことは良いことだと思います。

私も大鐘委員同様、小・中・高・特別支援学校の全てが一緒になって、学校運営協議会ができて、学びを進めることが必要だと思いますし、そういった取組ができるという良い事例ができると思いますので、一層の促進をお願いしたいと思います。特に、小・中学校のうち、特別支援学級に在籍していてもインクルーシブ授業で一緒に学んでいた子たちが、高校段階では学校が別になるということもありますので、そういった交流の面でも推し進めていただきたいと思います。

道教委で促進を図った結果、学校運営協議会の設置が加速しているとも思いますので、どんどんブラッシュアップして進めていただければと思います。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います  
ますがよろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(13) 議案第13号 特別支援教育に関する基本方針について

ア 説明員 村上特別支援教育担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【村上特別支援教育担当局長】

特別支援教育に関する基本方針の策定に当たりましては、これまで、有識者会議やパブリック・コメントなどにより、広く道民の皆様から御意見をいただきながら検討を行い、道議会での議論等を経た上で、本年1月開催の教育委員会及び2月開催の道議会文教委員会に、基本方針の案を報告したところです。その後、方針の中に記載のある各種データ等について、直近の調査結果を基に、最新の数値に置き換えるなどの修正を行うとともに、施策の進捗を管理して評価するための「目標指標」を整理したほか、関連資料にアクセスできる二次元コードの追加等を行い、今回、成案として決定しようとするものです。

今後は、この方針の「今後の方向性」に基づき「施策」を展開し、本道における特別支援教育を着実に推進していくとともに、本道で学ぶ、特別な教育的支援を必要とする子供たちが、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を受けられるよう、更なる特別支援教育の充実に努めていきます。

また、そうした指導や支援により、将来の自立や社会参加へとつながっていくよう、教育・医療・福祉等の関係機関との連携による地域の支援体制づくりとともに、インクルーシブ教育システムの推進や、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が図られるよう努めていきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

特別支援教育ですが、本当に支援を必要としている子たちへの教育は非常に充実していると思うのですが、通常学級に在籍していても少し不器用な子、知能レベルがグレーゾーンにいる子、あるいは識字障害のあ

る子というのも一定数いるかと思えます。そういったところで、言葉が出づらかったり、書くのに時間が掛かったりするなどの特性を持つ子がいるといったことを含む幅広い知識を、通常学級の教員にも少し理解いただいで、学びの場の提供をお願いしたいと思えます。

**【村上特別支援教育担当局長】**

通常学級にいる特別な教育的支援を必要とする子供は、確かに増加している状況です。全ての先生たちがそういった子供たちの指導ができるように今回の基本方針では、研修を含め、校内支援委員会の在り方についても記載していますので、それらを計画的に進めていきたいと思えます。

**【青山委員】**

どういった子供たちが通常学級にいるかということについて、機会を設けて教えていただきたいと思えます。

**【川端委員】**

特別支援教育という表現をすると、多くの方が既に何らかの認定をされていたり、医療的ケアが必要だったりする子供たちを想像すると思うのですが、通常学級にいなながらもグレーゾーンにいる子供が多いのは承知されていると思えます。ですから、この基本方針で得たことを、是非通常学級での支援にフィードバックしていただきたいと思えます。

**【渡辺委員】**

特別支援教育における児童生徒への指導というのは、個別最適ということもありますが、その人に寄り添った指導方針ではないとうまくいかないということで、今現在も先生方はそういった指導をされていると思うのですが、先程、北海道における教員育成指標の改訂の要点の報告があつて、その中で「子どもの主体的な学びを支援する伴走者になる」ということが言われていたのですが、そもそも特別支援教育で行っていることは、そういった伴走者となることそのものであると思えますので、全ての先生が特別支援教育をできるように研修を行っていくというのが通常学級における教育においても非常に効果的な内容になるのではないかと思えました。

**【大鐘委員】**

基本方針について、非常に丁寧に緻密に作られていると思います。お疲れ様でした。

「インクルーシブ教育システム」という表現が、2、3箇所出てきます。「インクルーシブ教育システム」と「インクルーシブ教育」では大きく違うと考えています。ここで大事にされているのは、やはり「インクルーシブ教育システム」だということだと思います。それと「インクルーシブ教育」と言われるものの概念の広さとの擦り合わせができていないと感じる部分が結構あります。明確にし過ぎることができない部分もあるかと思いますが、あくまでシステムというものを推進していくという立場でこの基本方針を作られているということは強調されてもいいのかなと思います。

ただ一方で、インクルーシブという概念が非常に広義に捉えられて、とにかく一緒であればという捉えられ方をしているので、その辺とのうまい調整の仕方は大変御苦労されるころだと思いますが、考え方それぞれを大事にしつつ、やはり調和させていくことが必要かなと考えます。基本方針においては、こういったシステムを推進していくということで良いと思います。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(14) 議案第14号 北海道教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

資料1ページになります。「1 趣旨」ですが、教育委員会の会議の傍聴方法の追加などに関する規則の制定です。「2 内容」ですが、まず(1)については、会議を傍聴できる者として、傍聴券の交付を受けた者を追加するとともに、交付手続を定めるものです。少し補足しますと、現行の規則では、傍聴を希望する際は会議の3日前までに傍聴申請をする必要があるため、その後に傍聴の希望があったとしても、許可するための規定がない状態です。このため、より多くの方に傍聴していただけるよう、申請の利便性向上を図るとともに、傍聴の申出機会の拡充を図ろうというものです。今回設定する傍聴券は、会議当日、傍聴席が定員に達していない場合、当日受付・当日交付により、傍聴を可とする仕組みとしています。

次に(2)です。傍聴申請書に、郵送以外の方法による傍聴者証の受取を希望する場合の希望送付先の記載欄を設けるものです。これも少し補足しますと、現在は、傍聴申請書を受け付けた後、傍聴希望者に対し、郵送で傍聴者証を交付していますが、郵送状況によっては、傍聴者証の到着・受取が当日になってしまうという事例が生じていることから、より迅速に届けるため、別の方法で受け取りを希望する場合の希望送付先の記載欄を設けるものであり、具体的には、電子メールでの受け取りを希望する方に、メールで送付するなどの状況を想定しています。

(3)の「他の規定の整備」ですが、今回の改正により条項ずれが生じる「北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則」について、附則で改正を行います。

施行期日は、本年4月1日であり、この改正に伴う実際の手続は、4月第1回目の教育委員会の会議から適用となります。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います  
ますがよろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(15) 議案第15号 個人情報保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則の制定について

議案第16号 北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

まず、議案第15号の資料を御覧ください。個人情報保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則を制定するものです。

1 ページになります。「1 趣旨」ですが、個人情報保護に関する法律の一部改正により、令和5年度（2023年度）から、地方公共団体の機関に法の規定が適用されることに伴い、施行に必要な事項を定めるものです。なお、現在は、個人情報保護に関する手続は、法律ではなく、道の条例に基づき運用しています。

次に、「2 内容」ですが、基本的には、開示等の事務に関し、現行の規則と同様の規定を設けるものですが、新たに規定するものもありますので、それについて3点説明します。

まず、(1) です。個人情報の漏えい等の事態が生じたときは、教育長に報告しなければならないという内容を規定します。補足しますと、法の規定では、この4月以降、1件で100人を超える規模の個人情報漏えいが発生したときは、国に報告しなければならない取扱いとなりますが、道教委内の取扱いとして、人数にかかわらず、全ての漏えい等について教育長への報告を要することとします。

次に、(2) です。法で新たに作成が義務づけられた「個人情報ファイル簿」の様式等を定めます。これまでも、道の条例に基づき、個人情報を取り扱う事務については「個人情報取扱事務登録簿」を作成していますが、このうち、対象人数が1,000人以上の場合は、登録簿ではなく、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することとなるため、その様式と備え置く場所を定めるものです。

次のページの(26)に飛びます。「行政機関等匿名加工情報」の利用に関する契約の締結の申込書の様式及び手数料の納付方法を定めます。

「行政機関等匿名加工情報」は、個人情報の保護を図りつつ、効果的な利活用を促進することを目的として、個人が識別できないよう個人情報を加工した情報のことで、法の規定が適用されることに伴い、新たに取り扱うこととなるものです。

最後に、施行期日ですが、個人情報保護法の一部改正が施行される本年4月1日とします。

また、現行の「北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則」は、廃止することとします。

続いて、議案第16号の資料を御覧ください。北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則を制定するものです。

1ページになります。「1 趣旨」ですが、個人情報保護法の一部改正等に伴い、個人情報保護制度と情報公開制度の手続及び用語の整合性を図る規則制定となります。

「2 内容」ですが、まず(1)、「非開示」という文言を「不開示」に改めます。(2)ですが、公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に報告しなければならないことを定めます。

なお、施行期日は本年4月1日です。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

- (16) 議案第17号 北海道部活動の地域移行に関する推進計画の策定について  
議案第18号 「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」の改定について

ア 説明員 伊賀教職員局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【伊賀教職員局長】

まず、議案第17号についてですが、1ページからの北海道部活動の地域移行に関する推進計画の概要と書かれた資料に基づいて、説明します。

はじめに、「計画の位置付け」についてですが、昨年12月末に改定された国のガイドラインにおいて、「各都道府県は推進計画の策定等により、地域移行を進めること」と示されたことなどから、本計画を策定するものです。「計画期間」については、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間としています。

次に、「はじめに」以下では、推進計画の概要を計画の構成に沿って、記載しています。「はじめに」の部分についてですが、少子化による生徒数の減少、部活動数の減少や指導や大会運営等の教員の業務負担などがあり、学校だけで、子供たちのスポーツ・文化芸術環境を継続的に支えていくことが困難な状況にあることから、部活動の地域移行を進めることとし、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備を行うことや、このことが、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながることなどを記載しています。

次に、「第2章 北海道における方向性」についてですが、公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。また、公立高等学校については、地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組むこととしています。

続いて、「第3章 道教委の取組とスケジュール」では、地域移行に

に向けた主な課題と課題解決に向けた道教委の取組を、資料のとおり7項目に整理しています。

また、右下に道教委の主な取組としまして、市町村への道内外の先進地域の事例提供や助言、複数の市町村が合同で運営団体等を整備する場合の調整、地域の人材及び兼職・兼業を希望する教員の人材バンクの整備などを行うこととしています。

資料2ページを御覧ください。「第4章 市町村の取組と実施イメージ」についてですが、地域移行に向けた市町村の課題と課題解決に向けた取組を総論と各論に分けて記載しています。総論では、これまでの部活動の課題や地域の実情、多様な生徒のニーズ等を踏まえ、地域におけるスポーツ・文化環境の在り方を検討することや、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間において取組を重点的に行うことなどを記載しています。

各論では、主な課題と課題解決に向けた取組を6項目に整理しています。「2 市町村の実施イメージ」では、市町村が地域移行を進める際の参考となるよう制度設計の手順やスケジュールの例などを記載しています。また、令和6年度(2024年度)・令和7年度(2025年度)では、一部競技種目等での試行実施や検証・改善を行い、段階的に実施種目を拡大していくイメージを記載しています。

なお、一番下の「※」で、これらの取組については、近隣の市町村が連携して実施することも想定していて、必要に応じて道教委が調整の場を設けることとしています。

次に、議案第18号の「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」の改定について説明します。1ページの「北海道の部活動の在り方に関する方針等の改定概要」と書かれた資料に基づき、説明します。

はじめに、「1 改定の趣旨等」についてですが、都道府県及び学校設置者は、国のガイドラインに則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な取組に関する方針を策定することとされており、本道においては、平成31年(2019年)に「北海道の部活動の在り方に関する方

針」及び「道立学校に係る部活動の方針」を策定しています。

次に、「2 改定内容」についてです。(1)に記載のとおり、国がガイドラインの改定に伴い、ガイドラインの徹底を求めていること、それと、令和4年度(2022年度)からガイドラインの遵守を部活動指導員の配置促進事業の補助要件としたことなどから、特例としてきた活動時間及び休養日の取扱いを廃止したいと考えています。実線の囲みの「現行の取扱い」の表を御覧ください。表中の左側の「原則」の欄は、国のガイドラインの内容です。太枠で囲んでいる部分が、今回改定しようとしている特例の部分になります。①の「大会1か月前特例」は、文字どおり大会の1か月前などに、②の「地域特性特例」は、冬に活動が制限される種目などの場合に、活動時間の延長や休業日を減らすことができることとしています。こうした特例を廃止し、国のガイドラインと同様の取扱いにしたいと考えています。なお、中学校については、多くの県で国の基準どおりの活動時間、休養日となっていますが、高校については、他県におきましても、国の基準どおりとしている県が約2割にとどまっていることも踏まえ、国のガイドラインと異なる活動時間、休養日の設定を可能とする「弾力的な設定」については、当面は現行どおりとしたいと考えています。

次に(2)の「国のガイドラインの改定による一部改定」については、昨年12月に国のガイドラインが改定されたことにより、文言等の一部修正が行われましたので、国の文言修正に合わせた修正を行いたいと考えています。主な改定内容は資料の囲み部分に記載のとおりとなっています。

最後に、今後のスケジュールですが、本日、決定いただきましたら、年度内に各市町村教育委員会及び道立学校などに通知し、令和5年(2023年)4月1日付けで施行したいと考えています。

なお、地域移行の推進計画、部活動の方針、いずれも、スポーツ・文化芸術団体に通知するとともに、私立学校に対しては知事部局の総務部教育・法人局学事課を通して、通知することとしています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【大鐘委員】**

部活動の地域移行に関する推進計画が非常に網羅された形で緻密に丁寧な作られたことを、何より高く評価させていただきたいと思います。この推進計画に基づいて進めていただければと思うのですが、例えば市町村においても、国のガイドラインや道の推進計画を踏まえ、市町村なりの地域移行の推進計画を策定するなどして、地域移行を推進していただきたいと願っています。

**【川端委員】**

大変時間を掛けて作成していただきました。今を時めく話題の部活動の地域移行だと思います。いろいろ進めていく中で、外部に任せるときの金銭的な問題等が保護者からも今後出てくるのかなというところもありますが、やはり、先生方が対応できなくて実施できない部活動を、外に出すことによってできるというメリットも考えられるところですので、まずはこの3年間で、地域移行を本道のような広範囲で統合する難しさもありますけれども、もしかしたら全国の良い事例になることも考えられますので、この計画に沿って、努力していただきたいと思いますし、あくまで学校での部活動というものがどういうものであるか、勝利主義とかではなく、そこで得たいろいろな他学年の生徒、今後は地域全体でグループを組んでいくことも考えられますが、そういう中での人間形成というものが一番大きなものであるということの趣旨を皆が忘れないうで、部活動を推進していくということを行っていただければと思います。もちろん、子供たちは成果を出したいという思いが当然ありますが、結果主義ではないということが非常に大きな観点だと思いますので、そこを忘れないようお願いしたいと思います。そして、オール部のような多様なものを学べるという活動の事例もありますので、是非発信して良い地域移行ができるようお願いしたいと思います。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います  
ますがよろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(17) 報告3 文部科学大臣表彰（子供の読書活動優秀実践校等）の被表彰校等の決定について

- 報告を了承